## 戸沢行夫著

## 『江戸の入札事情 都市経済の一断面』 (塙書房、2009年)

水野 明日香\*

Yukio Tozawa,
The Bid System in the Edo Era: One Aspect of the Urban Economy
Asuka Mizuno

## 1. 本書の構成と概要

本書は、これまで比較的研究がなされてこなかった江戸の入札事情を、江戸の町奉行が町方に発 令した法令である町軸に基づき明らかにしたものである。

本書は二部から構成され、詳細は以下である。

第一部 江戸町触の世界―都市の日常性―

第一章 江戸町触の成立と伝達

第二部 入札札の諸相―都市経済の一断面―

第一章 江戸の「公共」事業と入札―地域ランドマークとしての橋―

第二章 請負入札の諸相―架橋修復を中心に―

第三章 町人訴願と入札―マーケットチャンスとして―

第四章 払物入札と買収―リサイクル経済の原初―

第五章 買上物入札の周辺

第一部では、本書が主に利用する史料である町触が出された背景、史料としての性格、および著者もその編纂者のひとりである『江戸町触集成』(全20巻)の書誌的な検討が行われている。本書によれば、町触とは町奉行が町に居住する町方=職人、商人たちに対して発令した、秩序ある都市生活をおくるための規範、法令集である(11頁)。町触は全国の<町>に見られたが、特に江戸町触は、江戸の特殊性すなわち、徳川家の城下町、政治都市として当初いまだ都市機能の成熟を欠い

<sup>\*</sup> 亜細亜大学経済学部講師

た状態から出発し、商業活動の中心地、「他所者の坩堝 (るつぼ)」に急成長した新興の近世都市であることを背景に発令された (12-6頁)。

本書によれば『江戸町触集成』は正保5年 (1648年) から慶應4年 (1868年) までの221年の間に江戸で発令された町触のうち17,830件を採録したものである。『江戸町触集成』の特色の一つは、町触の送り手である町奉行の側ではなく、受け手である町名主あるいはその周辺が取捨選択、記録した町触の写本類を底本としていることである。それゆえに、著者によれば、『江戸町触集成』は町方の実態に近く、何ほどかそれを反映したものと想定される (26-7頁)。例えば、本書によると、『江戸町触集成』に採録された町触集の多くの起点は正保5年とされているが、この年は、江戸の都市構造を大きく転換させる契機となった明暦3年 (1657)1月に発生した江戸市中のほぼ全域を焼き尽くした明暦の大火の10年前である。これは都市の再建、秩序の回復にあたって、町名主たちが大火の10年前まで遡って町触を集積したためであった。町名主が町触を積極的に収集記録したのは、当時、法的な生活規範の基底には「先例主義」が据えられていたので、町方を運営するにあたり町触が必要と考えられたからである (17-8頁)。町触には都市居住民の日常的な暮らしの細部にわたる規制として経験的に準拠すべき「生活知(経験知)」の側面がみとめられ、そこには町奉行による町方の支配統制だけではなく、行政対応を通じて町方の日常の町共同体を抑止する自治的な生活規範の側面があった (45頁)。

著者によれば、町触は、今日の条例に比して、驚くほど日常的な生活の細部にわたる多様多種な内容がみられた(44頁)。このなかで、特に本書が扱うのは、「入札触」と呼ばれる経済情報、商慣行に関わる町触である。入札触には主に次の四つの種類が見られた。(1)請負入札:公儀の御用に供するもの、(2)払物入札:御用済、不用の払い下げものを処分するもの、(3)払物買取:払物の買取を支持するもの、(4)買上物入札:おもに公用物の調達に関わるもの、である(67頁)。以下、第二部では入札触の内容が具体的に分析される。

第二部第一章「江戸の「公共」事業と入札」では、主に、本所にある幕府の材木蔵の普請、町奉行の役宅の修復、本石町の鐘楼堂の建設、神田明神・能舞台蔵修復を事例として、入札の内容、形式が示される。これらの事例からは、江戸時代の「公共」とは一般に将軍、幕府の総称であり公儀=公用であったが、庶民が幅広く利用する施設も官民を超えた「公共」と捉える萌芽がみられ、厳格な入札が行われたことが示されている。例えば、寛保2年に入札が行われた神田明神・能舞台蔵修復では、一番札は14両2分、二番札は15両1分、三番札は19両3分であったが、一番札の大工は見積もり違いを理由に入札逃れ10、二番札の人物は「低廉ゆえに疑問」がもたれ、結局、三番札の人物に申し付けが決まった(106-9頁)。入札においては、「安さ」のみが追求されたのではなく、修理工事の質を維持することも図られ(114頁)、工事内容が注文内容と相違すれば幾度で

<sup>1)</sup> ただし本書によれば、将軍の権威、威光が絶対的であった江戸時代において、一般的には札を入れ、落 札した者が途中で落札を逃れることは許されなかった(100頁)。この事例は、当該の町共同体が工事負 担者であったため、落札者の変更が可能であったと著者は推測している(109頁)。

もやり直し、見積もり違い、勘定違いには増金は一切申し上げない (110頁)「契約」的な性質も 有していたことが示されている。また次章以降で深く分析が行われる、江戸のランドマークであっ た橋についても、架橋管理、橋数、橋の利用の詳細が明らかにされる。

続く第二章「請負入札の諸相」では、隅田川の橋の架橋・修復に関わる入札について、土木建築 史の論考も取り入れつつ、考察されている。ここでは江戸の都市経済の発展と架橋は両輪の輪であ り、町方も主体的に町橋の建造を願い出、幕府は積極的に民間活力を利用したことが明らかにされ ている。また橋の工事費の財源として、享保期に進んだ金納化した公役人足、公役金が当てられた ことも示される。

第三章「町人脈願と入札」では、幕府財政の窮乏化と入札制度の変遷が明らかにされている。莫大な費用のかかる橋梁、橋の修復維持管理は幕府の逼迫する財政にとって多大な負担であり、民間活力の利用が必至となっていった。他方で、町人の中には幕府の御入用金の保証の下に大型受注となる橋の工事をマーケットチャンスとみる者も現れ、享保期には定請負人が指名されるようになった。幕府から指名された定請負人は、受注者である業者の仲介役となり、現実には発注者である幕府の判断を仰ぎ調整役となった。定請負人の指名は、財政難にあえぐ幕府による特定業者の絞込みであり、今様の官製談合的性格をもった(245 頁)。それゆえに、さらなる財政の逼迫が進んだ、寛政 2 年(1790)には定請負人制は廃止され、各町々の町橋、組合橋など各自の維持管理体制を明確にした橋運営が強化された。

第四章「払物入札と買収」では、御用済、不用品の民間への払い下げに関する町触である払物入 札の分析が行われる。払物入札の25%は「米」(何らかの事情による欠陥米)であったが、16% ほどは古木残木、木切類、焼残木、古鉄であり、他にも、欠落、出奔、欠所(死罪、遠島、追放な どの刑罰)となった者の家屋敷、家財道具の払い下げも払物入札には含まれていた。払物入札はま さしくリサイクル経済の原初というべきものであったことが示されている。

第五章「買上物入札の周辺」では、第四章とは逆に、幕府による買い上げに関する買上札の検証が行われている。著者によれば、この時代には幕府の権威がなお支配的であり、「買上」よりも半強制的な「上納」が一般的であったため、「江戸町触」にみられる買上物入札は数量的には極めて限定され、まれであった。しかし、これらのなかには食材や食料品の調達をはかる入札もみられ、幕府も食材の確保に苦労していたことが明らかにされている。

## 2. 意義と論点

本書の第一の意義は、これまであまり研究がなされてこなかった江戸の橋梁工事の入札事情を通 じて、財政難に喘ぐ幕府が「自由競争」に基づく市場原理を極めて積極的に活用しようとしたこと が明らかにされている点である。一般的にもよく知られる幕府の経済政策といえば、金公事に関す る紛争は当事者間の話し合いで解決するよう指示した「相対済令」、債権の破棄を指示する「棄損 令」、商人の同業者組織である「株仲間」の奨励、もしくは解散、およびこれを利用した価格統制 や貨幣の改鋳など市場経済にとっては阻害要因となるような政策が多い。これに対して本書は、幕 府自身が入札という市場原理を利用して経費を削減しようとした様子が活き活きと描写されている。 むろん、本書は入札においては「談合」の要素が見られたことにも目配りし、それゆえに最終的 には、橋の建設、修復工事は民間に委託され、財源は町方から徴収されるようになっていったこと も明らかにされている。都市財政の萌芽を明らかにした点も本書の重要な音楽である。

また、幕府自身による市場への参加、市場の活用を描く本書は、身分秩序がなお支配的であった 幕藩体制下ならではの出来事も明らかにしている。例えば、橋梁の入札は幕府と関わる取引である がゆえに、享保期に指名された定請負人制が寛政期に廃止されていく過程では、定請負人という理 由でしばしば落札価格の引き下げが促され、最終的には工事の遅滞、何らかの不行き届きを理由に 定請負人は「御取放」となった。さらに定請負人は「御取放」と関連して、土地の公収という厳し い処罰も受けたことが述べられている(234-9頁)。近年、経済史の分野でも勢力を増している歴 史制度分析では、公権力による所有権や契約履行の保証が不十分な江戸時代において、市場取引を 円滑にするために、「株仲間」のような私的な組織がこれを補完していたことを強調している<sup>22</sup>。 しかしながら幕府という圧倒的な権威の前では私的な契約履行の保証は力を発揮しなかったことが この事例からは窺える。これは権威主義的な体制下の極めて計算可能性の低い社会を研究対象とす る評者にとって示唆的である。では、幕藩体制下の江戸時代にみられた旺盛な市場の活力や秩序、 発展を支えた人々の心性はいかなるものであったのだろうか。これを明らかにできるのは、「史料 をして語らしめる」著者に他ならない。

本書には、以上で取り上げた以外にも論点となる多くの事例が挙げられている。また東京近郊で 暮らす者にとってはよく知る橋が取り上げられており、橋を見に行きたくなる一冊である。

以上には、専門外の評者の誤解も当然あると考えられるが、これについては著者のご容赦を願い たい。

② 例えば、岡崎哲二『江戸の市場経済 歴史制度分析からみた株仲間』講談社メチエ、1999年。